

藤岡市農業委員会
令和元年第6回
定例会議事録

令和元年6月5日招集

令和元年藤岡市農業委員会第6回定例会議事録

令和元年6月5日、藤岡市農業委員長 浦部 隆は、令和元年藤岡市農業委員会第6回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第29号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第34号 農用地利用配分計画（案）について
議案第35号 農業委員会の適正な事務実施について
報告第11号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第12号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（13名）

- | | | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|--------|
| 1 番 | 折茂 高弘 | 2 番 | 堀米 幸子 | 3 番 | 関根 隆雄 | 4 番 | 福田 俊太郎 |
| 5 番 | 村島 光一 | 6 番 | 浦部 隆 | 7 番 | 生方 康正 | 8 番 | 平井 正子 |
| 9 番 | 中村 勉 | 10 番 | 岩下 次夫 | 11 番 | 秋山 幸夫 | 12 番 | 浅見 健司 |
| 13 番 | 黒澤 義雄 | | | | | | |

[欠席農業委員]（1名）

- 14 番 高田 孝雄

[出席農地利用最適化推進委員]

- | | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|------|
| 1 番 | 根岸 孝幸 | 2 番 | 布施 敏彦 | 3 番 | 渡邊 義晴 | 4 番 | 青柳 章 |
| 5 番 | 浦部 邦彦 | 6 番 | 牧野 文典 | | | | |

[事務局]

- | | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 秋山 弘和 | 事務局 次長 | 高田 克己 |
| 係 長 | 梅澤 秀夫 | 主 事 | 八木 眸美 |
| 主 事 | 松本 峻 | | |

(開 会 13時30分)

事務局次長 ただ今より令和元年第6回定例会を進行させていただきます。開会に当

たりまして、浦部会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございます。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長 ただ今より、令和元年第6回農業委員会定例会を開会いたします。
委員総数14名中、出席委員13名でありますので、本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。9番中村委員、10番岩下委員の両名をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

初めに、議案第29号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

議長 議案第29号整理番号1番について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第29号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第29号整理番号1番については申請のとおり決定します。

続きまして、議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第31号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第32号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は、下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13時36分 休憩)

(14時05分 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。

それでは、議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 30 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。

整理番号 1 番は、牛田の Y さんが、経営規模の拡大を図るため、牛田の農地 11 筆、川除の農地 1 筆、6,341 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 21 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、東平井の A さんが、経営の安定を図るため、東平井の農地 1 筆、103 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 21 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 30 号整理番号 1 番と 2 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 30 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 30 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 30 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番の 1 件です。

整理番号 3 番は、市外の農地所有適格法人が、経営規模の拡大を図るた

め、篠塚の農地 1 筆、3,024 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 22 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 30 号整理番号 3 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 3 番について何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 30 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、議案第 31 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 31 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。
整理番号 1 番は、本郷の S さんが、本郷の農地を駐車場進入路用地として転用するもので、面積は 48 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 31 号整理番号 1 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 31 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 31 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 32 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 32 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 3 番の 3 件です。

整理番号 1 番は、市外の法人が、上栗須の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,060 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、立石の A さんが、鮎川の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 396 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 3 番は、市外の法人が、白石の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,470.13 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 32 号整理番号 1 番から 3 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 32 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 32 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 折茂委員どうぞ。

折茂委員 この場所は、1 年位前に家を建てるという 5 条申請が出ていたような記憶があるのですが出ていませんでしたか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 この場所では出ていないと思いますが、もしかしたら農振除外ではないでしょうか。ちょっと確認させてください。

議長 整理番号 2 番については、事務局が確認するまで保留とし、次に進行することよろしいですか。

(異議なし)

議長 それでは次の整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 32 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 32 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 32 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 4 番から 7 番の 4 件です。

整理番号 4 番は、藤岡の I さんが、藤岡の農地を売買で取得し、庭用地として転用するもので、面積は 288 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、市外の法人が、上戸塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 988 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 6 番は、市外の法人が、下日野の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,522 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 7 番は、市外の法人が、下日野の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 968 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 32 号整理番号 4 番から 7 番について 2 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 32 号整理番号 4 番

について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 32 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 岩下委員どうぞ。

岩下委員 売買価格がわかれば教えてください。

議長 事務局より説明願います。

事務局 整理番号 5 番の売買価格は、ご覧のとおりです。

議長 よろしいですか。他に何かありますか。

(なし)

議長 他に、意見もないようですので、採決します。議案第 32 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 32 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 32 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 32 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 32 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 32 号整理番号 7 番は許可と決定しま

す。続きまして、保留になっている議案第 32 号整理番号 2 番について事務局より説明願います。

事務局 確認しましたが、さかのぼっても申請はないようです。この場所は平成 29 年の下期で農振除外をしています。平成 30 年 1 月の定例会において農林課が説明をしております。その際、位置図等の図面を配付していますので、それを記憶されていたのではないかと思います。

議長 よろしいですか。他にご意見はありますか。
(なし)

議長 他に意見もないようですので、採決します。議案第 32 号整理番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 32 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 33 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 33 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 33 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 33 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 34 号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 34 号について、事務局の説明が終わりましたが、初めに 1 番から 5 番について審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関する委員は、審議終了ま

で退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長

それでは、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(なし)

議長

特に、意見もないようですので、議案第 34 号農用地利用配分計画（案）1 番から 5 番について、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、異議なしと認め、議案第 34 号農用地利用配分計画（案）1 番から 5 番については、そのように決定します。

(関係委員着席)

議長

次に 6 番から 37 番について、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(なし)

議長

特に、意見もないようですので、議案第 34 号農用地利用配分計画（案）6 番から 37 番について、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、異議なしと認め、議案第 34 号農用地利用配分計画（案）6 番から 37 番については、そのように決定します。続きまして、議案第 35 号農業委員会の適正な事務実施について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長

ただ今、議案第 35 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

議長

生方委員どうぞ。

生方委員

別紙様式 1 令和元年度の活動計画で、Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化、現状及び課題の表の中で、平成 30 年度末の集積面積が 609ha となっているが、別紙様式 2 の現状及び課題の表では前年度の平成 29 年度末

の集積面積が 615ha となっており、減少しているのはどうしてか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 平成 29 年度末の集積面積は 615ha、平成 30 年度末の実績は、609ha と減少しています。これは、新規実績が 23ha 増加しましたが、以前から結ばれていたものが経営の効率化を図る目的や農業者の事情等による貸し借りの解約で減少し、藤岡市全体のトータルでは集積率が下がってしまった状況です。

議長 よろしいですか。他にございませんか。

議長 折茂委員どうぞ。

折茂委員 新規参入の目標が 2 経営体とありますが、もっと目標を高くもってもらったらどうですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 目標がなぜこの数字かといいますと、平成 30 年 2 月に作成しました「藤岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において、平成 35 年度までの 6 年間の計画を定めましたが、この中で新規参入の 1 年間の目標を 2 経営体としています。その数字から当てはめています。

折茂委員 遊休農地の解消面積の目標もそこから引用しているのですか。

事務局 そうです。

議長 よろしいですか。他に何かございますか。
(なし)

議長 他に、意見もないようですので、採決します。議案第 35 号農業委員会の適正な事務実施について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 35 号農業委員会の適正な事務実施については原案のとおり決定します。続きまして、報告第 11 号・12 号を

一括して上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長

ただ今、報告第 11 号・12 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長

特に、意見もないようですので、以上をもちまして令和元年第 6 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 14時52分)